

分別収集・選別保管の在り方について

(1) 市町村及び事業者の責任範囲の見直し

対応の方向

以上のような各視点、すなわち、拡大生産者責任（資料3の1）、事業者による容器包装廃棄物の発生抑制・再使用の促進、市町村による分別収集の促進、リサイクルの質的向上、社会全体の容器包装廃棄物処理コストの低減等の視点を踏まえれば、引き続き市町村が分別収集・選別保管を責任を持って行いつつ、事業者が分別収集・選別保管に対しても一定の責任を果たすという役割分担が適切であると考えられる（資料3の2及び3）。

具体的な責任の果たし方としては、市町村の分別収集・選別保管に係る費用の一部を事業者が負担することが考えられるが、具体的な制度の設計に当たっては、容器包装廃棄物の発生抑制・再使用の推進や再商品化手法の見直し等の他の論点も総合的に勘案しつつ、事業者の負担が過重なものとならないよう、十分な配慮が必要である。

また、事業者からの拠出金を市町村に配分する際に、分別収集・選別保管の量及び質に着目して傾斜配分すること等により、市町村の効率的かつ質の高い処理を効果的に促進することが必要である。このほか、リターナブル瓶の収集等に対する重点配分や、特定事業者が店頭回収により回収した容器包装廃棄物に係る再商品化費用の免除範囲の拡大等、拠出金の配分の際に必要なインセンティブを付与させることも併せて検討することが必要である。

事業者が分別収集・選別保管費用の一部を負担する場合、市町村のコストの透明化と当該業務の効率化を推進することが不可欠である。具体的には、本年2月の中央環境審議会の意見具申において、国は、市町村の一般廃棄物処理事業のコストに係る「標準的な分析手法を提案していくべき」とされているが、各市町村においては、当該分析手法に基づいて算出されたコストが開示されること等により、廃棄物処理コストの透明化を強力に推し進めていく必要がある。

また、市町村はこのようにして把握した自らのコスト構造を分析するとともに、先進的な処理を行っている市町村の取組を優良事例としてデータベース化したもの等も参考としつつ、処理を効率化するためにできる限りの努力を行う必要がある。

なお、本項においては、市町村と事業者の役割分担を主に論じているが、分別収集・選別保管に関しては、より精度の高い分別収集を行う方向での消費者の努力が不可欠である。また、消費者は納税者として、市町村が開示した分別収集・選別保管に係る費用をチェックできる立場にもあり、その点に関しても十分な認識を持って努力することが必要である。

このような観点からも、消費者の意識向上及び行動の変革を促進するような実効性のある環境教育を強力に推進していくことが不可欠であり、国、自治体、NPO等を含む関係者のより一層の努力が求められる。

検討課題：消費者、市町村及び事業者それぞれの責任について

1. 消費者の責任

消費者は、容器包装廃棄物の分別、洗浄、汚れの付着したものの除去等を一層徹底すべきではないか。

消費者による分別排出が徹底されていない容器包装廃棄物については、市町村が収集を拒否することにより、消費者の意識を向上させるとともに、市町村による分別収集・選別保管に係る費用の抑制、ひいては再商品化の質的向上を図ることが重要ではないか（資料3の4）。

また、市町村による分別収集・選別保管に係る費用について、納税者たる消費者が、その効率性や透明性を厳しく監視することにより、市町村による分別収集・選別保管に係る費用の抑制を図ることが必要ではないか。

2. 市町村の責任

市町村は容器包装廃棄物の処理に係る費用の透明化を強力に推し進めるとともに、当該処理を効率化するためにできる限りの努力を行うべきである。例えば、国においては一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的な手法を示す「廃棄物会計基準」の検討が進められているところであり（資料3の5）市町村が容器包装廃棄物処理コストを分析する際には、こうした成果を十分に活用すべきではないか。

【参考】

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号）

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

(3) 地方公共団体の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の市町村との連携等による広域的な取組を図るものとする。また、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、

排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。なお、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

(以下略)

(4)国の役割

(略)

また、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。これに加え、産業廃棄物に関しては、緊急の必要がある場合には、報告徴収、立入検査及び都道府県に対する必要な指示を行い、関係都道府県と一体となって課題の解決を図るものとする。

(以下略)

市町村による容器包装廃棄物の処理費用を事業者が一部負担する制度が創設された場合、市町村が「廃棄物会計基準」等を活用して、透明化に積極的に取り組めるような仕組みとするべきではないか。

また、分別収集・選別保管した分別基準適合物の質等に応じて、負担金の配分額を増減するようなインセンティブを設定することが適切ではないか。

消費者による分別排出が徹底されていない容器包装廃棄物については、市町村が収集を拒否することにより、消費者の意識を向上させるとともに、市町村による分別収集・選別保管に係る費用の抑制、ひいては再商品化の質的向上を図ることが重要ではないか(再掲)。

市町村が、市町村分別収集計画の活用等を通じて、容器包装廃棄物の排出抑制を図ることにより、市町村による分別収集・選別保管、事業者による再商品化に係る負担の低減にもつながるのではないか。

3 . 事業者の責任

分別収集・選別保管における事業者の具体的な責任（市町村による容器包装廃棄物処理費用の一部負担）の果たし方については、どのようにあるべきか。

事業者による負担の対象となる市町村の処理費用の範囲について、どのように考えるか。

指針に基づく事業者による発生抑制等の自主的取組の促進等の措置等を講じ、事業者が容器包装廃棄物の排出抑制を図ることによって、市町村による分別収集・選別保管及び事業者による再商品化に係る負担の低減にもつながるのではないか。

4 . 市町村と事業者の連携・協働

再商品化の質的向上やコストの抑制を図る観点から、再商品化を行う事業者（特定事業者の委託を受けた再商品化事業者を含む。）と分別収集・選別保管を行う市町村との連携を強化することが必要ではないか。

その場合、具体的には、どのような方法により両者の連携を強化することが可能か。

(2) 分別基準適合物の品質向上

分別基準適合物の品質向上について

現状・問題点

現行の分別基準適合物は異物の混入等により品質が低い物も多く（資料3の6）、また、そのような容器包装まで（財）日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）が引き取っていることから、適切な再商品化に悪影響を与えている。

対応の方向

「容器包装廃棄物の分別収集に関する省令」を改正し、分別基準適合物に係る要件として異物の混入率を定める等の措置が必要である。

また、協会は、分別基準適合物に該当しない容器包装について引取りを拒否する等、運用の厳格化を図ることが適切である。

検討課題

分別基準適合物に係る要件の見直しとして、どのようなものが考えられるか。

（参考）

- ・ 協会の「市町村からの引き取り品質ガイドライン」（資料3の7）

協会による分別基準適合物の引取りに係る運用の厳格化のための措置として、どのようなものが考えられるか。

（参考）

- ・ 協会の「業務実施覚え書き」（資料3の8）

スプレー缶の取扱いについて

現状・問題点

スプレー缶等については、分別基準適合物として「充てん物、ふた、噴射のための押しボタンの除去」の要件が定められているが、現実に市町村がこの要件を満足した状態で分別収集することが困難であることから、リサイクルが円滑に進まない状況にある（資料3の9）。

また、充てん物が残っているスプレー缶が一般ごみに混入した場合、火災が発生するケースも生じており、より安全な収集が確保されることが必要となっている。

対応の方向

製造事業者等は、消費者が充てん物を容易に排出できる、中身排出機構（機能）の採用を早急に進め、市町村とともに周知を図り、充てん物が残ったスプレー缶等が排出されないようにする必要がある。

市町村がスプレー缶等を分別収集した場合には、製造事業者等の協力を得てリサイクルされる体制を構築することが必要である。

また、充てん物の特性により、中身排出機構（機能）を用いた消費者による充てん物の排出が不適切な場合等においては、事業者による店頭回収を基本とした仕組みを構築することも必要である。

検討課題

市町村及び製造事業者等においてスプレー缶等の適正処理とリサイクルの推進に向けた検討が行われていることから、以下のような取組について更に検討を進めることが必要ではないか。

（検討の具体例）

- ・ 消費者がスプレー缶等の充てん物を確実に安全に排出できるようにするための中身排出機構（機能）の装着（資料3の10）
- ・ 医薬品に関するスプレー缶については、事業者による店頭回収の検討とその具体化

中身排出機構（機能）の採用とともに、行政及び事業者が協力して、消費者に対する周知に努めるべきではないか。

店頭回収や集団回収の位置付け

現状・問題点

容器包装廃棄物の店頭回収や集団回収の取組については、現在のところ容器包装リサイクル法に位置付けられているものではないが、住民の意識向上や環境教育の観点からは有益なものと考えられる（資料3の11）。

具体的に、現在進んでいる取組としては、スーパーマーケット等の小売店における白色トレイの自主的な回収や住民活動、学校等による古紙等の資源回収の一環としての牛乳パックの自主的な回収等が中心となっている（資料3の12）。

対応の方向

特定事業者が店頭回収による容器包装廃棄物の分別収集等を実施した場合、現行制度ではその収集量分の再商品化費用を免除する取扱いになっているが、その免除範囲を拡大することにより、事業者に店頭回収へのインセンティブを付与することが必要である。

地方自治体による集団回収への支援を拡充することが必要である。

検討課題

店頭回収は、基本的に小売店の営業時間内にいつでも持ち込むことができるため、排出方法の多様化が図られ、分別収集の促進に寄与するとともに、小売店を中心とした環境教育の推進及び地域コミュニティの活性化も期待されることから、継続・拡充が図られることが望ましいのではないかと。

店頭回収を実施する事業者に対するインセンティブにはどのようなものが考えられるか。

集団回収は、環境教育・普及啓発にとどまらず、自治会等の活動を盛り上げ、活動資金の供給源にもなることから、できる限り継続・拡充が図られることが望ましいのではないかと。

地方自治体による集団回収への支援策としてどのようなものが考えられるか（資料3の13）。